神奈川県訓令第４号
自家用電気工作物保安規程

庁中一般
出先機関一般

神奈川県自家用電気工作物保安規程を次のように定める

平成8年3月29日

神奈川県知事　岡崎　洋

神奈川県自家用電気工作物保安規程

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　保安業務の管理組織（第４条～第12条）
第３章　保安教育（第13条・第14条）
第４章　工事の計画及び実施（第15条～第17条）
第５章　保安（第18条～第21条）
第６章　運転、操作等（第22条）
第７章　防災対策（第23条）
第８章　記録、設計図書類、手続書類等（第24条・第25条）
第９章　責任の分界点等（第26条）
第10章　雑則（第27条～第29条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第１項の規定に基づき、神奈川県の庁舎等における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この訓令は、県有財産（神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号。以下「規則」という。）第２条第１号に規定する県有財産をいう。以下同じ。）に属する自家用電気工作物、県が借り受けた自家用電気工作物及び建築工事により新たに県有財産に属することとなる自家用電気工作物について適用する。ただし、次に掲げる県有財産に属する自家用電気工作物を除く。

（１）　県庁本庁舎、新庁舎、分庁舎、第二分庁舎及び無線中継所
（２）　相模川流域下水道及び酒匂川流域下水道に係る終末処理場及びポンプ場
（３）　神奈川県公営企業管理者及び神奈川県病院事業管理者の所管に属するもの
（４）　神奈川県教育委員会の所管に属するもの
（５）　神奈川県警察本部長の所管に属するもの
（６）　神奈川県県営住宅（建設中のものを除く。）
（７）　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第１項の規定に基づき設置された公の施設（同法第244条の２第３項の規定によりその管理を行わせたものに限る。）
（８）　県が他に貸し付けたもの

（用語の意義）

第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　主任技術者　電気事業法（以下「法」という。）第43条第１項の規定により選任された者をいう。
（２）　施設管理者　規則第２条第15号に規定する財産管理者及び県が借り受けた自家用電気工作物の管理に関する事務を分掌する課（規則第２条第10号に規定する課をいう。以下同じ。）及び出先機関（規則第２条第12号に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の長をいう。
（３）　工事管理者　自家用電気工作物（第２条本文に規定する自家用電気工作物をいう。以下同じ。）の設置又は変更に関する建築工事を管理する出先機関の長をいう。

第２章　保安業務の管理組織

（組織系統）

第４条　自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務の組織機構は、別表第１のとおりとする。

（保安監督者の職務等）

第５条　保安監督者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督業務を統括管理する。

２　保安監督者は、県土整備部営繕計画課長をもって充てる。

（主任技術者の職務等）

第６条　主任技術者は、保安監督者を補佐し、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督業務を行うものとする。

２　保安監督者は、県土整備部営繕計画課に所属する技幹又はこれに相当する職以上の職にある職員のうちから主任技術者を選任するものとする。

（施設管理者及び工事管理者の職務）

第７条　施設管理者及び工事管理者（以下「施設管理者等」という。）は、この訓令の定めるところにより自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な措置を行うものとする。

（代行主任技術者）

第８条　保安監督者は、主任技術者が不在の時にその職務を代行させるため、県土整備部営繕計画課に所属する職員のうちから代行主任技術者をあらかじめ選任しておくものとする。

（指定技術者）

第９条　保安監督者は、自家用電気工作物の巡視、点検及び測定並びに保安に関する記録の整備、保存その他主任技術者が指示する業務を行わせるため、県土整備部営繕計画課に所属する職員のうちから指定技術者を選任するものとする。

（兼務技術者）

第10条　施設管理者は、その管理に属する自家用電気工作物の巡視、点検及び測定並びに保安に関する記録の整備、保存その他主任技術者が指示する業務を行わせるため、保安監督者と協議の上、施設管理者の所属職員のうちから兼務技術者を選任するものとする。この場合において、特別高圧で受電する施設にあっては、法第44条第１項に規定する主任技術者免状を受けている者のうちから兼務技術者を選任しなければならない。

２　施設管理者は、前項の規定により兼務技術者を選任したときは、兼務技術者選任届出書（第１号様式）により保安監督者に届け出なければならない。

（代務者）

第11条　施設管理者は、その管理に属する自家用電気工作物の保安に関する記録の整備、保存その他主任技術者が指示する業務を行わせるため、その所属職員のうちから代務者を選任するものとする。

２　施設管理者は、前項の規定により代務者を選任したときは、代務者選任届出書（第２号様式）により保安監督者に届け出なければならない。

（工事担当者）

第12条　工事管理者は、自家用電気工作物の工事を担当させるため、その所属職員のうちから工事担当者を指名するものとする。

第３章　保安教育

（教育研修）

第13条　保安監督者は、指定技術者、兼務技術者、代務者及び工事担当者に対し、自家用電気工作物の工事、維持又は運用の保安に関し、職務の遂行に必要な知識、技能及び技術の向上についての教育及び研修を計画的に行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第14条　施設管理者は、主任技術者の指導の下に、代務者に対し、自家用電気工作物の工事、維持又は運用の保安に関し、事故又は災害が発生した場合の措置について必要な実地指導訓練を行わなければならない。

第４章　工事の計画及び実施

（工事の計画）

第15条　施設管理者等は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事を行おうとするときは、その計画について工事協議書（第３号様式）によりあらかじめ保安監督者に協議しなければならない。

（工事の実施）
第16条　施設管理者等は、前条の規定による協議の結果を踏まえ、かつ、主任技術者の指示に従って工事を実施しなければならない。
2　施設管理者等は、前項の工事の実施に当たっては、保安上必要な注意事項を定めるものとする。
（工事の完了）
第17条　施設管理者等は、自家用電気工作物に係る工事が完了したときは、工事完了届出書（第４号様式）を保安監督者に提出し、主任技術者の検査を受けなければならない。
2　保安監督者は、前項の規定による検査の結果を工事完了検査結果通知書（第５号様式）により前項の届出をした施設管理者等に通知するものとする。
3　施設管理者等は、完了検査に係る自家用電気工作物について、前項の通知において保安上支障がないと認められた後でなければ、その使用を開始してはならない。
4　主任技術者は、法第50条の２第１項の規定により使用前の自主検査を行う場合においては、必要な検査要員を配置して実施しなければならない。

第５章　保安

（巡視、点検及び測定）
第18条　主任技術者、指定技術者及び兼務技術者は、自家用電気工作物の工事、維持又は運用の保安のための巡視、点検及び測定を、別表第２に定める基準により行わなければならない。
2　主任技術者は、前項の巡視、点検及び測定に関する年間実施計画を作成し、保安監督者の承認を受けなければならない。
（技術基準の維持）
第19条　主任技術者は、前条第１項の巡視、点検及び測定の結果、自家用電気工作物が法令に定める技術基準に適合していないと判明した場合又は適合しなくなるおそれがあると認められた場合は、保安監督者に報告するものとする。
2　保安監督者は、前項の規定により報告を受けたときは、施設管理者に対し、当該自家用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限すべきこと等の措置を自家用電気工作物修理（改造、移転）通知書（第６号様式）により指示するものとする。
3　前２項の規定にかかわらず、主任技術者は、前項の措置を緊急にとる必要があると認めるとき、又は軽易な措置で足りると認めるときは、直接施設管理者に当該措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、主任技術者は当該措置について保安監督者に報告しなければならない。
4　施設管理者は、第２項の通知又は前項の指示（軽易な措置で足りると認めて行った指示を除く。）を受けたときは、直ちに必要な措置を講じ、その結果を速やかに自家用電気工作物修理（改造、移転）完了報告書（第７号様式）により保安監督者に報告しなければならない。
5　施設管理者は、前項の措置を講ずるに当たっては、保安監督者に対し、必要な技術的援助を依頼することができる。
（事故の防止）
第20条　施設管理者等は、自家用電気工作物に事故若しくは異常が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、直ちに主任技術者に連絡し、必要な検査又は指示を受け、事故拡大の防止又は事故発生の防止の措置を講じなければならない。
2　前条第３項後段の規定は、前項の措置を講じた場合について準用する。
（所管官庁の検査の立会い）
第21条　主任技術者は、法令に基づき所管官庁が行う検査及び審査に立ち会わなければならない。

第６章　運転、操作等

（運転、操作等）
第22条　施設管理者等は、主任技術者の指導の下に、平常時及び異常時における自家用電気工作物の運転方法及び操作順序並びに連絡方法等について定め、必要と認められる箇所にこれを掲示しておかなければならない。

第７章　防災対策

（防災体制）
第23条　施設管理者等は、主任技術者の指導の下に、台風、洪水、地震、火災その他の非常災害の際に自家用電気工作物に係る保安を確保するため常に防災体制を整備しておかなければならない。
2　施設管理者等は、非常災害が発生したときは、直ちに主任技術者に連絡の上、保安の確保について必

要な指示を受けるものとする。
3　主任技術者は、非常災害の発生により危険と認められるときは、必要に応じて配電を停止し、又は施設管理者若しくは工事管理者に配電の停止を指示することができる。
4　保安監督者は、災害が発生した場合その他非常の場合に、必要があると認めるときは、緊急に主任技術者又は指定技術者を派遣するものとする。

第８章　記録、設計図書類、手続書類等

（所管官庁等へ提出する書類の協議等）

第24条　施設管理者等は、法令に基づき自家用電気工作物の保安に係る書類を所管官庁等へ提出する場合には、その内容につき保安監督者と協議しなければならない。
2　施設管理者等は、前項の書類を所管官庁等へ提出したときは、その写しを保安監督者に送付しなければならない。

（保存及び整備）

第25条　施設管理者は、自家用電気工作物に関するしゅん工図、仕様書、取扱説明書等を当該施設が廃止されるまで保存しておかなければならない。
2　行政文書管理規程（平成11年神奈川県訓令第１号）第55条の規定にかかわらず、保安監督者及び施設管理者は、自家用電気工作物の保安に係る記録その他の書類を別表第３に定める期間保存しなければならない。

第９章　責任の分界点等

（責任の分界点等）

第26条　自家用電気工作物に関する保安上の責任分界点は、それぞれの施設管理者等が、法第２条第１項第10号に規定する電気事業者と締結した電気需要契約書中の責任分界点として定めたところによる。
2　需要設備の使用区域は、法第42条又は第48条に基づく届出書に添付する構内図による。

第10章　雑則

（危険の表示）

第27条　施設管理者は、受電室又は高圧の自家用電気工作物が設置されている場所で危険のおそれのあるところについては、その旨を表示しておかなければならない。

（測定器具類の整備）

第28条　保安監督者は、自家用電気工作物の工事、維持又は運用の保安上必要とする測定器具類を適正に整備し、及び保管しておかなければならない。

（補則）

第29条　この訓令の実施に関し必要な事項は、保安監督者が別に定める。

附　則

1　この訓令は、平成８年４月１日から施行する。
2　神奈川県自家用電気工作物保安規程（昭和42年神奈川県訓令第２号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
3　（削除）

附　則（平成11年３月31日訓令第24号）

この訓令は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年６月１日〕から施行する。ただし、第25条第２項及び別表第２の改正規定並びに第４号様式の改正規定（「工事協議結果通知書」を「工事協議書」に改める部分に限る。）は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月30日訓令第３号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月８日訓令第４号）

この訓令は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日訓令第６号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日訓令第21号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

別表第１　（第4条関係）

1 組織図（自家用電気工作物の保安監督業務の機構図）

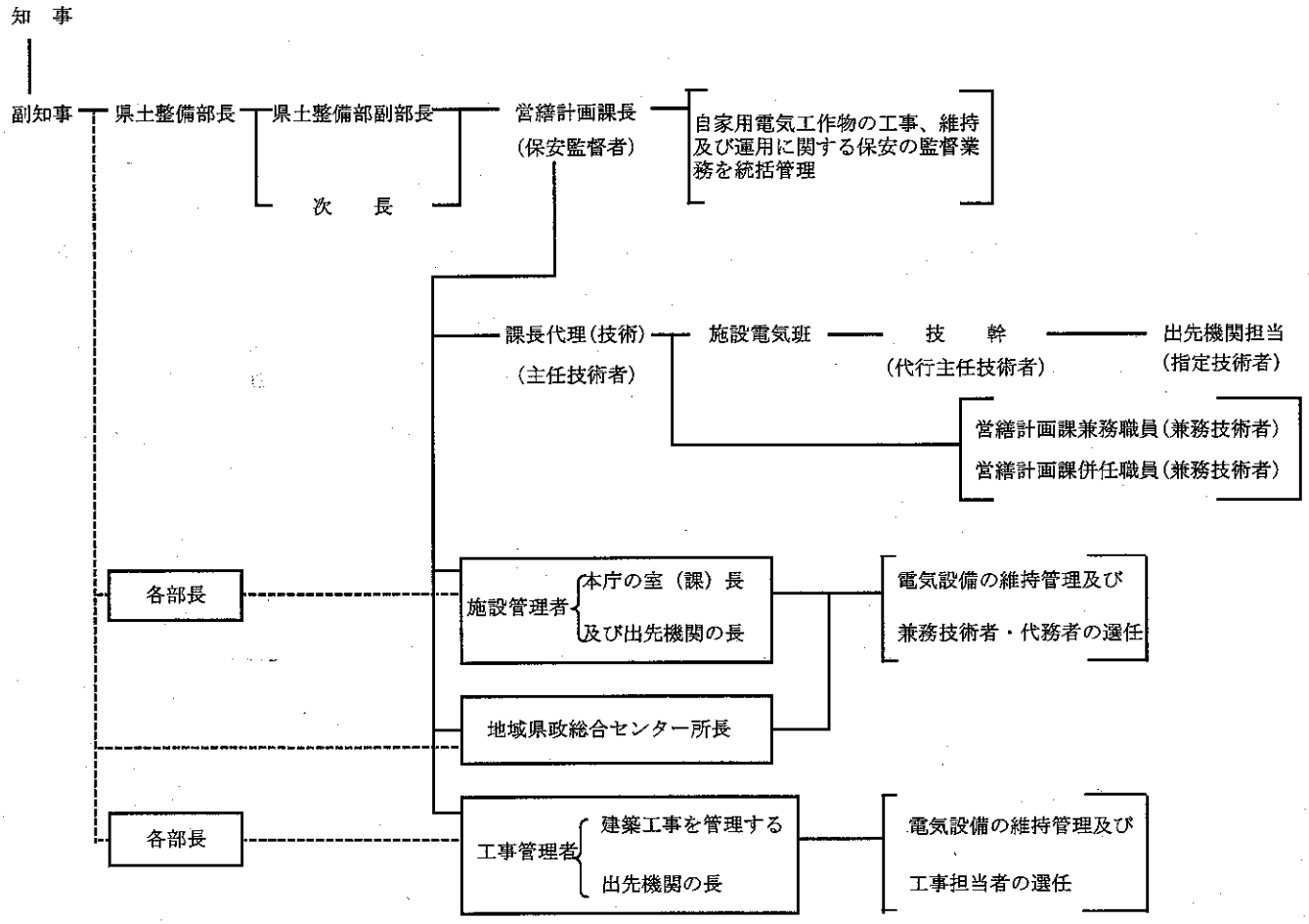

別表第２（第18条関係）

巡視・点検・測定の基準

１　高低圧受電設備

対象＼項目		日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検測定		
		No	周期	点検箇所	No	周期	点検箇所	No	周期	測定項目
受電設備	保護継電器付区分開閉器	1	1　月	他物との接触	1	1　年	制御箱の損傷、腐食、操作ひも切れ	1	1　年	絶縁抵抗測定
		2	1　月	制御箱損傷、操作ひも切れ、腐食	2	1　年	開閉表示（継電器との連動）	2	1　年	保護継電器試験
		3	1　月	接触箇所変色				3	1　年	接地抵抗測定
		4	1　月	開閉指示及びガス圧低下等の表示	3	1　年	過熱、変色、緩み	4	1　年	遮断速度の測定
					4	1　年	保護継電器の損傷、汚損、整定値及び動作表示の確認、動作試験	5	不定期	耐圧試験
					5	1　年	接地線の損傷、緩み、外れ、断線			
	キャビネット	1	1　月	損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態	1	1　年	損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態	1	1　年	絶縁抵抗測定
								2	1　年	接地抵抗測定
								3	不定期	耐圧試験
		2	1　月	接続箇所の変色	2	1　年	過熱、緩み、変色			
					3	1　年	接地線の損傷、緩み、外れ、断線			
	引込線等（ケーブル、電線支持物）	1	1　月	電線の高さ及び樹木その他の工作物との離隔距離	1	1　年	電線の高さ及び樹木その他の工作物との離隔距離	1	1　年	絶縁抵抗測定
								2	1　年	接地抵抗測定
								3	不定期	耐圧試験
		2	1　月	標識、保護柵の状況	2	1　年	支持物等の損傷、脱落、汚損			
		3	1　月	損傷、汚損						
		4	1　月	布設部分の無断掘削	3	1　年	布設部分の無断掘削			
		5	1　月	ハンドホール損傷	4	1　年	ハンドホールの損傷、浸水			
	断路器（ピラディスコンを含む。）	1	1　月	受と刃の接触、変色及び緩み、発錆	1	1　年	受と刃の接触、過熱、変色及び緩み、発錆	1	1　年	絶縁抵抗測定
								2	不定期	耐圧試験
		2	1　月	汚損、異物付着	2	1　年	フレ止め装置の機能			
		3	1　月	他物との離隔距離						
	遮断器（ＯＣＢ）	1	1　月	外観点検、汚損、油漏れ、亀裂、発錆、損傷	1	1　年	各部の損傷、腐食、汚損、油量、発錆、変形及び緩み	1	1　年	遮断速度測定（開極時間、最小動作電圧及び電流の測定を含む。）
		2	1　月	指示、点灯	2	1　年	操作具合、機構			
		3	1　月	その他必要事項	3	1　年	付属装置の状態	2	1　年	絶縁抵抗測定
					4	1　年	油の汚れ、必要により特性調査	3	1　年	接地抵抗測定
								4	3　年	絶縁油試験
					5	1　年	接地線接続部	5	不定期	必要により動作特性
								6	不定期	耐圧試験
	遮断器（ＶＣＢ）	1	1　月	外観点検、汚損、亀裂、損傷	1	1　年	各部の損傷、汚損、亀裂、変形及び緩み	1	1　年	遮断速度測定（開極時間、最小動作電圧及び電流の測定を含む。）
		2	1　月	指示、点灯	2	1　年	操作具合、機構			
		3	1　月	その他必要事項	3	1　年	付属装置の状態	2	1　年	絶縁抵抗測定
					4	1　年	必要により特性調査	3	1　年	接地抵抗測定

					5	1 年	接地線接続部	4	不定期	必要により動作特性
								5	不定期	耐圧試験
	母線	1	1 月	外観点検、変色、汚損、損傷、たるみ	1	1 年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食損傷及び過熱	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 月	高さ及び離隔距離				2	不定期	耐圧試験
					2	1 年	クランプ又は接続部分の腐食、損傷、過熱及び緩み			
					3	1 年	がい子類、支持物の腐食、損傷、変形及び緩み			
	受電用変圧器	1	1 月	本体の外部点検油漏れ、汚損、振動、音響及び温度	1	1 年	各部の損傷、腐食、発錆、緩み、汚損及び油量	1	1 年	絶縁抵抗測定
								2	1 年	接地抵抗測定
								3	3 年	絶縁油試験
					2	1 年	接地線接続部	4	3 年	内部の点検（コイル、接続部リード線、鉄心その他各部）
								5	不定期	耐圧試験
	計器用変成器	1	1 月	各部の損傷、腐食、発錆、変形汚損、温度及び音響、ヒューズの異常その他必要事項	1	1 年	各部の損傷、腐食、接触、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損及びヒューズの異常	1	1 年	絶縁抵抗測定
								2	1 年	接地抵抗測定
								3	不定期	耐圧試験
					2	1 年	接地線接続部			
	避雷器	1	1 月	各部の損傷、亀裂、緩み及び汚損	1	1 年	各部の損傷、亀裂、緩み及び汚損、コンパウンドの異常	1	1 年	絶縁抵抗測定
								2	1 年	接地抵抗測定
					2	1 年	接地線接続部			
	受配電監視盤	1	1 月	計器の異常、表示の異常その他必要事項	1	1 年	裏面配線損傷、過熱、変色、断線、汚損、端子の緩み	1	1 年	絶縁抵抗測定
								2	1 年	接地抵抗測定
								3	1 年	保護継電器の動作特性
					2	1 年	接地線接続部	4	3 年	計器校正
					3	1 年	端子配線符号	5	不定期	シーケンス試験
	電力用コンデンサー	1	1 月	本体外部点検、油漏れ、汚損、変形、発錆、音響及び振動	1	1 年	各部の損傷及び腐食	1	1 年	絶縁抵抗測定
								2	不定期	耐圧試験
	蓄電池	1	1 月	本体、損傷、亀裂、汚損、腐食漏液、端子の緩み、極板セパレーターの湾曲	1	1 年	架台の腐食、損傷及び耐酸塗料のはくり	1	1 年	絶縁抵抗測定
								2	1 年	接地抵抗測定
					2	1 年	床面の腐食損傷			
					3	1 年	充電装置の動作状況			
		2	1 月	液量確認						
		3	1 月	電圧、比重、液温の測定						
		4	1 月	充電装置の動作状況						
配電設備	断路器 遮断器 開閉器類	1	1 月	受電設備用の機器に同じ。	1	1 年	受電設備用の機器に同じ。	1	1 年	受電設備用の機器に同じ。

（屋外電線路を含む）	配電盤	1	1	月	受電設備用の機器に同じ。	1	1	年	受電設備用の機器に同じ。	1	1 年	受電設備用の機器に同じ。
	配電用変圧器	1	1	月	受電設備用の機器に同じ。	1	1	年	受電設備用の機器に同じ。	1	1 年	受電設備用の機器に同じ。
	電線（ケーブル含む。）及び支持物	1	1	月	電線の高さ及び樹木その他の工作物との離隔距離	1	1	年	電線の高さ及び樹木その他の工作物との離隔距離	1 2 3	1 年 1 年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 耐圧試験
		2	1	月	標識、保護柵の状況、損傷	2	1	年	支持物等の損傷、脱落、汚損			
		3	1	月	汚損、過熱	3	1	年	布設部分の無断掘削			
		4	1	月	布設部分の無断掘削							
負荷設備	回転機器	1	1	月	音響、回転、過熱、異臭	1 2	1 年 1 年		音響、振動、温度 各部の汚損、緩み及び損傷、伝達装置の異常	1 2 3 4	1 年 1 年 不定期 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 耐圧試験 内部点検
		2	1	月	給油状況、集電環							
		3	1	月	変形、損傷、異音、汚損、湿気、発錆	3	1	年	制御装置点検			通風及び付属装置、コイル、軸受
		4	1	月	接続部の変色	4	1	年	接地線接続部			
	その他機器	1	1	月	温度、変形、損傷、異臭	1	1	年	各部の変形、損傷、緩み及び可燃物との離隔状況	1 2 3	1 年 1 年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 耐圧試験
		2	1	月	接続部変色、過熱、湿気、発錆							
	照明設備	1	1	月	損傷、異音、汚損、温度、不点、湿気、発錆	1	1	年	照明効果、音響、損傷、温度、コンパウンド漏れ	1	1 年	絶縁抵抗測定
	配線	1	1	月	開閉器の点検、湿気及びじんあい等	1	1	年	開閉器、器具の接続	1	1 年	絶縁抵抗測定
	蓄電池	1	1	月	受電設備用の機器に同じ。	1	1	年	受電設備用の機器に同じ。	1	1 年	受電設備用の機器に同じ。
自家発電設備	原動機関係	1	1	月	燃料系統からの油漏れ及び貯溜機関の始動、停止、始動用空気タンクの圧力	1	500時間		機関主要部分の分解	1	3000時間	内燃機関分解
	発電機関係	1	1	月	回転機器及びその他機器に同じ。	1	1	年	回転機器及びその他機器に同じ。	1 2 3 4	1 年 1 年 1 年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 継電器試験 耐圧試験
	蓄電池	1	1	月	受電設備用の機器に同じ。	1	1	年	受電設備用の機器に同じ。	1	1 年	受電設備用の機器に同じ。
太陽電池発電設備	太陽電池	1	1	月	汚れ、損傷、発錆、緩み	1	1	年	汚れ、損傷、発錆、緩み	1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 架台の接地抵抗測定
	制御盤直交流交換装置	1	1	月	汚れ、損傷、発錆、緩み	1	1	年	汚れ、損傷、発錆、緩み	1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	継電器	1	1	月	設定値、動作表示	1	1	年	設定値、動作表示	1	1 年	動作試験
	電路	1	1	月	外観、緩み、損傷	1	1	年	外観、緩み、損傷	1	1 年	絶縁抵抗測定

	蓄電池	1	1 月	受電設備用の機器に同じ。	1	1 年	受電設備用の機器に同じ。	1 2 3	1 年 1 年 1 年	比重測定 電圧測定 接地抵抗測定
燃料電池設備	本体装置	1	1 月	外観点検、異音異臭	1	1 年	可燃性ガスセンサーチェック、フィルター点検	1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	供給設備	1	1 月	窒素ガス残圧、ガス漏れ、水漏れ	1	1 年	外観、緩み、損傷	1	1 年	気密試験
	継電器	1	1 月	警報チェック	1	1 年	設定値、動作表示	1	1 年	動作試験
	電路	1	1 月	外観、緩み、損傷	1	1 年	外観、緩み、損傷	1	1 年	絶縁抵抗測定

2　特別高圧受電設備

対象＼項目		日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検測定					
		No.	周期	点検箇所	No.	周期	点検箇所	No.	周期	点検箇所	No.	周期	測定項目
受電設備	断路器	1	1　月	受と刃の接触過熱、変色及び緩み	1	1　年	受と刃の接触過熱、緩み及び荒れ具合				1	1　年	絶縁抵抗測定
											2	不定期	耐圧試験
		2	1　月	汚損、異物付着	2	1　年	フレ止め装置の機能						
	ガス絶縁開閉装置（ＧＩＳ）	1	1　月	外観点検、汚損、亀裂、過熱、発錆、損傷	1	1　年	各部の損傷、亀裂、過熱、発錆、汚損及び緩み	1	不定期	内部の刃の接触、過熱、緩み及び荒れ具合	1	1　年	絶縁抵抗測定
											2	1　年	接地抵抗測定
		2	1　月	開閉状態の表示、圧力計の指示	2	1　年	配線の締め付け、接地端子の締め付け				3	不定期	耐圧試験
					3	1　年	ドアーパッキンの効果、損傷						
					4	1　年	電磁弁構造部の注油、調整						
	母線				1	1　年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷及び過熱				1	1　年	絶縁抵抗測定
											2	不定期	耐圧試験
					2	1　年	クランプ又は接続部分の腐食、損傷、過熱及び緩み						
					3	1　年	がい子類、支持物の腐食、損傷、変形及び緩み						
	受電用変圧器	1	1　月	外観点検、油漏れ、汚損、振動、音響及び温度	1	1　年	各部の損傷、腐食、発錆、緩み、汚損及び油量	1	5　年	内部の点検、（コイル、接続部リード線、鉄心その他各部）	1	1　年	絶縁抵抗測定
											2	1　年	接地抵抗測定
											3	3　年	絶縁油耐圧試験
					2	1　年	接地線接続部				4	不定期	耐圧試験
	計器用変成器	1	1　月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度及び音響、ヒューズの異常その他必要事項	1	1　年	各部の損傷、腐食、接触、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損及びヒューズの異常				1	1　年	絶縁抵抗測定
											2	1　年	接地抵抗測定
											3	不定期	耐圧試験
					2	1　年	接地線接続部						
	避雷器	1	1　月	外部の損傷、亀裂、緩み及び汚損	1	1　年	外部の損傷、亀裂、緩み及び汚損、コンパウンドの異常				1	1　年	絶縁抵抗測定
											2	1　年	接地抵抗測定
					2	1　年	接地線接続部						
	受電盤	1	1　月	計器の異常、表示灯の異常	1	1　年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、緩み及び断線	1	2　年	各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触及び脱落	1	1　年	絶縁抵抗測定
											2	1　年	接地抵抗測定
		2	1　月	操作及び切替開閉器などの異常その他必要事項							3	1　年	保護継電器の動作特性
					2	1　年	接地線接続部	2	不定期	端子配線符号	4	不定期	シーケンス試験

監視盤	1	1	月	計器の異常、表示灯の異常	1	1	年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、緩み及び断線	1	2	年	各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触及び脱落	1	1 年 絶縁抵抗測定
	2	1	月	操作及び切替開閉器などの異常									2	1 年 接地抵抗測定
				その他必要事項	2	1	年	接地線接続部	2	不定期		端子配線符号	3	1 年 保護継電器の動作特性
													4	3 年 計器校正、
													5	不定期 シーケンス試験
ケーブル	1	1	月	過熱（ヘッド接続箱、分岐箱など接続部）損傷、腐食	1	1	年	ケーブルの腐食、亀裂及び損傷					1	1 年 絶縁抵抗測定
					2	1	年	接地線接続部					2	1 年 接地抵抗測定
	2	1	月	布設部の無断掘削									3	不定期 耐圧試験
	3	1	月	標識他物との離隔距離										

備考　次に掲げる施設以外の施設で最大電力（契約設備電力をいう。）が300キロワット未満のものの日常巡視点検に係るこの表の適用については、日常巡視点検の欄中「１月」とあるのは「２月」とする。

（１）　各合同庁舎（川崎合同庁舎、高津合同庁舎、足柄上合同庁舎第二別館、横浜農業合同庁舎及び小田原水産合同庁舎を除く。）

（２）　安全防災局に属する出先機関の用に供する施設

（３）　保健福祉部に属する出先機関（精神保健福祉センター、平塚看護専門学校、食肉衛生検査所及び動物保護センターを除く。）の用に供する施設

（４）　各保健福祉事務所

（５）　各土木事務所及び治水事務所

（６）　無線送信所及び受信所

別表第３（第10条、第11条、第15条、第17条、第18条、第19条、第25条関係）

記録その他の書類の種別	保存期間
兼務技術者選任届出書	新たに選任されるまで
代務者選任届出書	新たに選任されるまで
工事協議書	３年
工事完了届出書	３年
工事完了検査結果通知書	３年
しゅん工（自主）検査測定試験記録	５年
日常巡視点検記録	３年
精密点検測定記録	３年
自家用電気工作物修理（改造、移転）通知書	３年
自家用電気工作物修理（改造、移転）完了報告書	３年
主要電気機器の補修記録	施設が廃止されるまで
事故記録	５年

第１号様式（第10条関係）

兼務技術者選任届出書

年　月　日

県土整備部営繕計画課長殿

（施設管理者）

次のとおり兼務技術者を選任しましたので、神奈川県自家用電気工作物保安規程第10条第２項の規定により届け出ます。

施　設　名	
所属・職・氏名	
主任技術者免状の種類及び番号	第　種　番号
選任年月日	年　月　日
前任者氏名	

第２号様式（第11条関係）

代務者選任届出書

年　月　日

県土整備部営繕計画課長殿

（施設管理者）

次のとおり代務者を選任しましたので、神奈川県自家用電気工作物保安規程第11条第２項の規定により届け出ます。

施　設　名	
所属・職・氏名	
選任年月日	年　月　日
前任者氏名	

第３号様式（第15条関係）

工事協議書

年　月　日

県土整備部営繕計画課長殿

（施設管理者・工事管理者）

次のとおり自家用電気工作物の工事を行いたいので、神奈川県自家用電気工作物保安規程第 15 条の規定により協議します。

施　設　名	
工　事　名	
工　事　概　要	
主管課担当者職・氏名	
担当者職・氏名	
設計事務所・担当者氏名	
工事業者・担当者氏名	
予　定　工　期	

備考　1　工事概要の欄には、設備容量、自家発電設備容量等を記載してください。
　　2　関係図面を添付してください。

第４号様式（第17条関係）

工事完了届出書

年　月　日

県土整備部営繕計画課長殿

（施設管理者・工事管理者）

年　月　日付け工事協議書に係る自家用電気工作物の工事が完了しましたので、神奈川県自家用電気工作物保安規程第17条第１項の規定により届け出ます。

施　設　名	
工　事　名	
設　備　容　量	契約電力　　kW、自家発電設備　　kW
工　事　業　者　名	電話
検査希望年月日	年　月　日

第５号様式（第17条関係）

工事完了検査結果通知書

年　月　日

（施設管理者・工事管理者）殿

県土整備部営繕計画課長

年　月　日付けで完了の届出がありました自家用電気工作物工事については、検査の結果保安上支障がないと認められますので、神奈川県自家用電気工作物保安規程第17条第２項の規定により通知します。

施設名	
工事名	
検査年月日	年　月　日
検査項目	

第６号様式（第19条関係）

自家用電気工作物修理（改造、移転）通知書

年　月　日

（施設管理者）殿

県土整備部営繕計画課長

年　月　日に貴職の管理する自家用電気工作物を点検測定したところ、次のとおり不良箇所がありましたので、速やかに必要な措置をとるよう通知します。

不　良　箇　所

第７号様式（第19条関係）

自家用電気工作物修理（改造、移転）完了報告書

年　月　日

県土整備部営繕計画課長殿

（施設管理者・工事管理者）

年　月　日付け自家用電気工作物修理（改造、移転）通知書に係る修理等が次のとおり完了しましたので、神奈川県自家用電気工作物保安規程第19条第４項の規定により報告します。

施　設　名	
修理等の内容	
施工業者名	
執行金額	

備考　施工図面、試験成績書その他関係書類を添付してください。